



## 連載にあたって

笠井文絵

独立行政法人国立環境研究所 生物圏環境研究領域

バイオテクノロジーの進歩や、生物多様性条約の発効などによる国際情勢の変化にともなって、ここ10～15年くらいの間にバイオリソースをめぐる情勢は大きく変化したといえます。国内では、微生物資源に限っても、農林水産分野、産業分野、医療分野、科学技術分野、環境保全分野と、それぞれの関連省庁が“国として”の取り組みを行っていますが、研究者や利用者の立場からは必ずしもわかりやすい体制とはいえない状況です。総合科学技術会議や改組された日本学術会議での、真の“国として”バイオリソースに対する展望が気にかかるところです。また、平成14年度からは文科省が推進するナショナルバイオリソースプロジェクトが開始され、微生物資源関連では、病原微生物、大腸菌、酵母や微細藻類などが対象に含まれ、関連機関が中核拠点あるいはサブ機関として参画してきました。バイオリソースの収集・保存・提供に力点を置く稀有のプロジェクトであり、それだけに国際的にバイオリソースの確保が重要な課題になったことの現れともいえます。

国際的には、生物多様性条約、特に遺伝資源へのアクセスと公平な利益配分に関連する問題のように、保存機関だけでなく多くの微生物研究者が意識を高め、気かけなくてはならない課題があります。一方、OECDの、バイオリソースセンターに関する取り組みや地球規模の生物多様性情報に関する取り組み（GBIF）は、バイオリソースの重要性を顕示したとともにバイオリソースの整備を大きく後押しする推進力になると考えられます。

ここでは、バイオリソースをめぐる、現在、国内および国際的にどのような取り組みが行われているのか、どのような流れにあるのかを、それぞれ最も近くでかかわっている方々に紹介していただこうと考えています。